

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県財務規則第 17 号。以下「財務規則という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

平成 31 年 1 月 22 日

福島県立聴覚支援学校長 芳賀 孝美

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 福島県立聴覚支援学校寄宿舎執務室等移転業務 一式
- (2) 業務内容 福島県立聴覚支援学校寄宿舎執務室等移転業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期限 契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日まで
- (4) 履行場所 仕様書及び福島県立聴覚支援学校が指定するとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について過去 10 年以内に履行実績があり、かつ、本業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 平成 31 年 2 月 1 日（金） 午後 4 時 30 分まで
なお、申請書類は郵送を可とする。（提出期限内必着とする。）
- (2) 提出場所 郵便番号 963-0201
福島県郡山市大槻町字西ノ宮西 32 番地
福島県立聴覚支援学校 事務室
電話番号 024-951-2081

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3(2)に掲げる場所に同じ

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか、福島県立聴覚支援学校のホームページにおいて公開する。

イ 期間 平成31年1月22(火)～平成31年2月1日(金)の各日午前9時から午後4時まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年2月7日(木) 午前10時30分

イ 場所 福島県郡山市大槻町字西ノ宮西32番地

福島県立聴覚支援学校 会議室

ウ その他 郵便による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立聴覚支援学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県立聴覚支援学校 事務室

電話番号 024-951-2081

ファクシミリ 024-951-8410

(参 考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1号に掲げる者